✿ プラスチック製のフェイスシールド　第 39.26 項

貨物概要

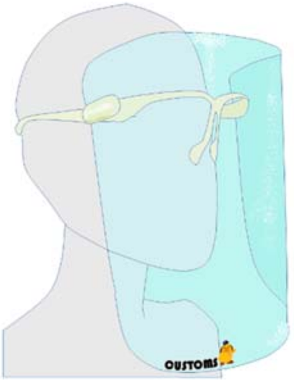

性　状：眼鏡フレーム様の支持具に透明のシートを取り付けて使用するフェイスシールド

素　材：（支持具）ポリカーボネート
（シート）ポリ（エチレンテレフタレート）（保護フィルム付き）

用　途：支持具のつる部分を耳にかけて装着し、顔面に飛沫等が直接付着することを防止する

分類

関税率表第 3926.90 号（統計番号 3926.90-029）のその他のプラスチック製品

分類理由

本品は、他の項に該当しないその他のプラスチック製品として上記のとおり分類されます。

なお、本品は顔面に飛沫等が直接付着することを防止するために使用するものであり、ほこり、臭気等を防ぐために使用するマスクでないことから、3926.90-022に分類されません。

また、鼻、口周辺のみを保護する類似の物品（一般に、マウスシールドと呼ばれるもの）についても、本品と同様に上記のとおり分類されます。

♠　♠　♠

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第４条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）